

財務省告示第四百十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年十一月二十六日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日
 財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第六十六回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七
三	法律及びその条項	十六条第一項
四	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
五	発行方法	株式会社ゆうちょ銀行による引受け
六	発行額	額面金額で千四百九十八億円
七	払込金額	千四百九十九億四千九百八十万円
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行日	平成十九年十一月二十六日
十一	発行価格	額面金額百円につき百円十銭
十二	経過利率	年一パーセント
	株	株式会社ゆうちょ銀行代表執行

の 払 込 み

役 会 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第
十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{67}{365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 二 十 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利
子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 四 年 九 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 六 元 利 金 支

平 成 十 九 年 十 一 月 二 十 六 日

十 七 払 込 期 日

十 八 払 込 期 日